第66回 貿易実務検定® B級貿易実務科目 解答解説訂正のお知らせ

標記試験の一部解答解説に不備がありましたので、訂正し、お詫びいたします。 訂正箇所は以下のとおりです。

該当箇所		誤	正
【貿易実務】問題	問題 1-1 解答解説	図契約の成立時期について、日本の法律(民法第526条)では承諾の意思表示が発信されたとき、すなわち「発信主義」を採っているが、ウィーン売買条約第18条第2項では承諾の意思表示が申込者に到達したときとする「到着主義」を採っている。	× 契約の成立時期について、日本の法律(民 法 97 条第 1 項)では、承諾の意思表示が 相手方に到着した時から効力を生じる 「到達主義」を採っており、ウィーン売 買条約第 18 条第 2 項と同様である。

当該問題は「無効問題」とし、受験生全員が得点を獲得したものとして採点処理いたしました。 訂正前の解答解説は民法改正前の解答解説となり、混乱を招きましたこと、深くお詫びいたします。

今後とも、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上